

小売業者への指導等について

平成30年12月10日
経 済 産 業 省
環 境 省

小売業者への立入検査について

家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況

- 国は、毎年度、小売業者（インターネット販売事業者・通信販売事業者を含む。）に家電リサイクル法に基づく立入検査を実施するとともに、その実施状況を公表し、家電リサイクル法の適切な施行に努めている。
- アクションプランの取組目標も踏まえ、経済産業局及び地方環境事務所において、平成29年度は475件の立入検査を実施（平成28年度は452件）。
- 平成30年度は、家電リサイクル法に基づく立入検査等の特別強化年度と位置付けて、小売業者の義務履行について一層の徹底を図っており、1年間の立入検査実施件数も大きく増加する見込み。
- 平成30年9月26日には、家電4品目のインターネット販売を行う事業者をはじめとした小売業者（20店舗）に対して全国で一斉に立入検査を実施した。

平成29年度立入検査件数（事業者ベース）

立入検査件数	475件
うち指導等を行った件数	282件

家電リサイクル法に基づく勧告について

- 立入検査等の結果、重大な家電リサイクル法違反が判明した小売業者については、家電リサイクル法に基づき勧告等を実施し、社名を含む事実関係等を公表している。
- 平成30年度は、これまでに5社に対して勧告を実施した。

	勧告日	勧告を受けた小売業者
平成29年度	平成29年10月31日	小売業者1社
平成30年度	平成30年 6月12日	小売業者1社(小売業者に該当する引越業者)
	平成30年 7月 5日	小売業者3社(うち2社はインターネット販売を行う者)
	平成30年 7月31日	小売業者1社(小売業者に該当する引越業者)

インターネット販売事業者・通信販売事業者 への対応について

インターネット販売事業者・通信販売事業者への対応の概要

- 家電4品目の販売チャネルとして、インターネット販売事業者・通信販売事業者による販売が増加していると考えられる。

※民間の調査では、平成28年の家電4品目に係る販売のうち、エアコン:4%、テレビ:13%、冷蔵庫:7%、洗濯機:6%がインターネット販売によるものであったとのデータもある(平成29年度の審議会に御報告したデータ)。

- 経済産業省・環境省においては、平成28年度以降、インターネット販売事業者・通信販売事業者への取組を強化しており、平成30年度はさらに踏み込んだ取組を進めた。

● 平成28年度・平成29年度の取組

- ◆ 平成28年度、経済産業省においてインターネット販売事業者・通信販売事業者の義務の履行状況に関する実態調査を実施
- ◆ インターネット販売事業者・通信販売事業者向け説明会を開催(H28:関東・近畿で合計3、H29:関東・近畿・九州)
- ◆ 引き続き、インターネット販売事業者・通信販売事業者への立入検査を実施
- ◆ インターネット販売事業者・通信販売事業者に向けた周知を行っているほか、立入検査等の結果を踏まえ個別の指導を実施

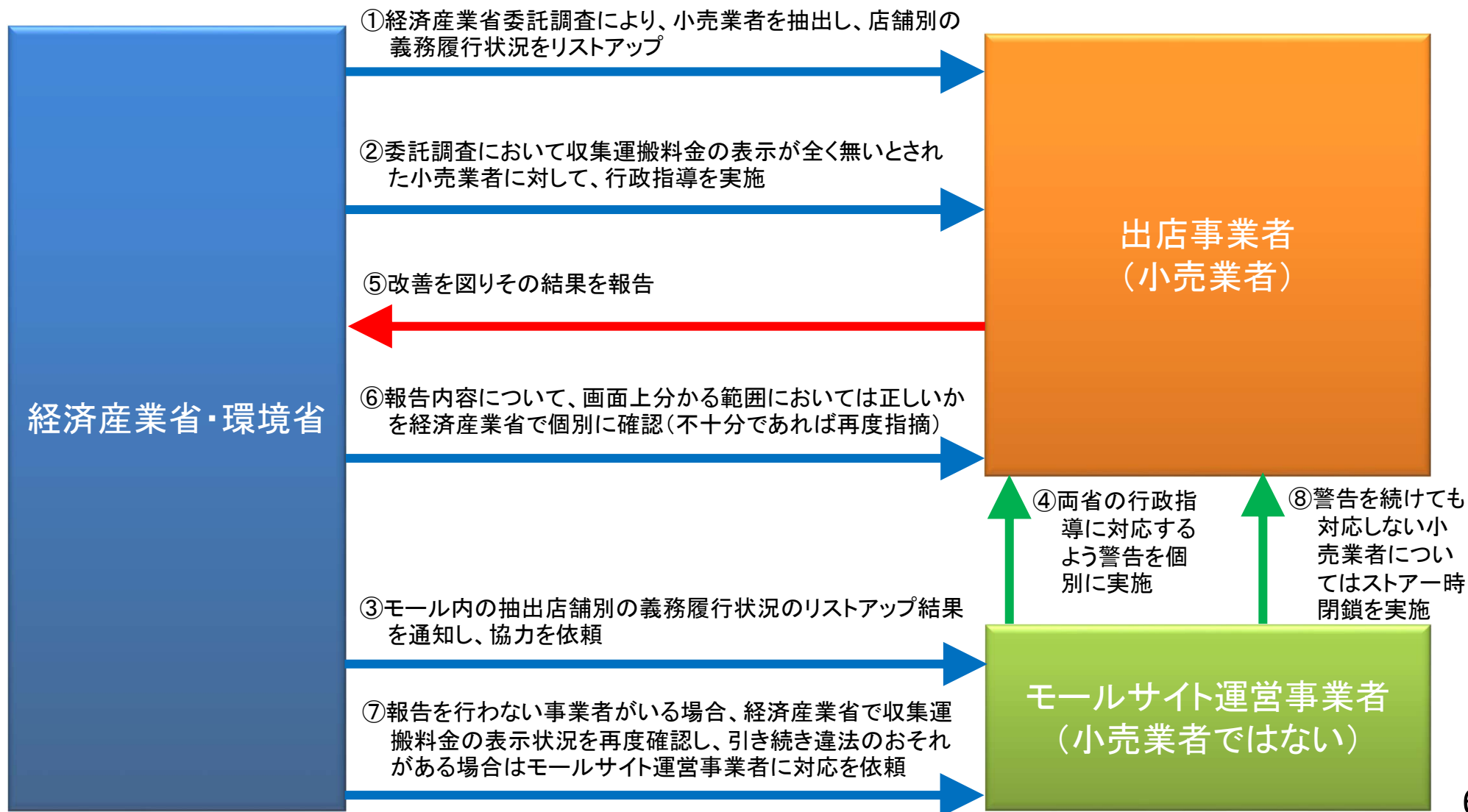


● 平成30年度の取組

- ◆ 経済産業省において、インターネット販売モールサイト上の店舗について義務の履行状況に関する実態調査を実施し、各モールの状況を確認
- ◆ 上記調査結果を踏まえ、各店舗に対して行政指導を実施し、モールサイト運営事業者と連携して対応
- ◆ 引き続き、インターネット販売事業者・通信販売事業者向け説明会を開催(関東・近畿)
- ◆ インターネット販売事業者・通信販売事業者への周知や立入検査を継続しており、重大な義務違反に対しては勧告を実施(3頁参照)

インターネット販売モールサイト運営事業者と連携した指導の実施

- 経済産業省・環境省では、今年度、インターネット販売モールサイト運営事業者と連携し、インターネット販売モールサイト上で家電4品目の小売販売を行っている小売業者に対して、指導を実施し、小売業者の義務履行状況の改善を図った。



インターネット販売モールサイト運営事業者と連携した指導の結果

平成30年5月調査	モールA	モールB	モールC
抽出店舗数	400店舗	343店舗	248店舗
家電リサイクルの収集運搬料金の表示あり店舗数	18店舗 (約4%)	127店舗 (約37%)	59店舗 (約24%)
家電リサイクルの収集運搬料金の表示なし店舗数(表示義務違反のおそれあり)	382店舗 (約96%)	216店舗 (約63%)	189店舗 (約76%)

382店舗への行政指導

216店舗への行政指導

189店舗への行政指導

指導対象となった店舗の10月31日時点の状況

収集運搬料金の表示	173店舗	135店舗	103店舗
家電4品目の販売の取りやめ(店舗自体の閉店等を含む)	200店舗	81店舗	77店舗
モール運営事業者による出品停止措置中	9店舗	0店舗	9店舗
残り	0店舗	0店舗	0店舗

※収集運搬料金については、買替時の引取りに係る収集運搬料金で集計した。

※「収集運搬料金の表示」には、表示が行われたものの、基本的な配送エリア内の一部地域に係る収集運搬料金が未表示であるなど体制構築途上であるものを含む。

引越業者・解体工事業者関係について

引越業者関係について

- 引越業者に対しては、家電4品目の適正な扱いについて、引越業者向けのリーフレット等を通じて周知してきたところ。
- 平成30年6～7月に、引越業者であって家電リサイクル法上の小売業者に該当するものに対する勧告が2件発生したこと(3頁参照)を踏まえ、経済産業省・環境省では、引越業者の団体の協力の下、全国で引越業者向け家電リサイクル法等の説明会を開催している(合計11回開催予定)。全11回中7回を終えたところであり、現在までに累計572人が出席。
- 説明会では、環境省から廃棄物処理法の説明も行い、廃棄物全体の扱いも周知している。
- また、説明会中では、制度や義務履行の説明を行うだけでなく、引越業者から引っ越しの顧客に対して適正な排出を呼びかけるよう協力を依頼しており、引越業者から顧客に対して呼びかけるための資料などについても説明会で示している。

引越業者における廃家電4品目扱いの原則(概要)

- 家電4品目であっても、廃棄物となるものについては、事業に伴い排出されるものは産業廃棄物、一般家庭から排出されるものは一般廃棄物であることに変わりはない(家電4品目は、事業系一般廃棄物に該当するものは無い。)
- したがって、引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当しない場合、廃棄物処理法上の収集運搬許可を有していない限り、原則として家電4品目が廃棄物となったもの(以下「廃家電4品目」という。)を排出者から引き取ることはできない。
- 一方、引越業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当する場合、家電リサイクル法に基づき、販売時などの引取義務や、引き取った廃家電4品目についての引渡義務といった、法律上の「義務」が生じる。これに伴い、義務履行にあたって必要な「廃棄物処理法の特例」が家電リサイクル法により適用されることにより、一定の場合には、廃棄物処理法上の収集運搬許可を有していなくても、排出者から廃家電4品目を引き取り指定引取場所に持ち込むことができるようになる。
※家電リサイクル法による廃棄物処理法の特例は、廃家電4品目について適用されるものであり、他の廃棄物についても収集運搬ができるようになるものではない。

家電リサイクル法における小売業者の義務の概要

- 排出者(消費者等)からの引取義務** → P. 13
「自らが過去に販売した家電4品目」又は「買換えの際に引取りを求められた家電4品目」は、排出者から引取りを求められたときは、排出者が排出する場所(排出者の家庭など)で、引取りを行う義務がある。
 - 製造業者等への引渡義務(指定引取場所への持込み)** → P. 14～
排出者から**廃家電4品目を引き取ったときは**、指定引取場所に運搬し、**指定引取場所において製造業者等への引渡しを行う義務**がある。
 - 収集運搬料金の公表義務並びに収集運搬料金及びリサイクル料金の応答義務** → P. 26～
収集運搬料金(小売業者の運搬料金)はあらかじめ決めておき、販売チャネルに応じて分かりやすく公表する義務がある。また、収集運搬料金やリサイクル料金(メーカーごとに定められている料金)について問われた場合には、応答する義務がある。
 - リサイクル券(管理票)の交付・管理・保管等義務** → P. 30～
排出者から廃家電4品目を引き取ったときは、リサイクル券(管理票)に必要事項を記入し、排出者控えを排出者に交付する義務がある。また、指定引取場所において引渡しを行った際に指定引取場所からリサイクル券(管理票)の回付片を受け取り、3年間保管する義務がある。
- 小売業者は、小売業者に引取義務がない廃家電4品目も引き取ることができる。ただし、**引取義務がない廃家電4品目であっても、引き取った場合には、「製造業者等への引渡義務」が発生する。**引越業者であって小売業者に該当するものである場合、「引取義務はないが引取りを行い、引取りに伴い引渡義務が発生する廃家電4品目」が多いものと想定される。

解体工事業者関係について

- 解体工事業者については、一般的には、家電リサイクル法上の小売業者には該当しない者が多いと考えられるため、建築物解体時の残置物としての廃家電4品目について、解体工事業者において不適正な処理を行わないことや、所有者による適正排出を求めるリーフレットを作成し、周知を行っている。
- 当該リーフレットは、都道府県等や解体工事業者の団体を通じて、各事業者に展開している。

**解体工事業者の皆様へ
家電4品目は「正しく」リサイクルしてください**

- ◆ 家電4品目（エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電」という。）は、家電リサイクル法等に基づき処理する必要があります。
※事業所で使われている家庭用機器（家電4品目）も、家電リサイクル法の対象です。
- ◆ 建築物解体時の残置物については、元の所有者に処理責任があるので、建築物解体時の残置物として家電4品目がある場合には、解体工事発注者に対して、家電リサイクル法等に則した処理（廃棄）を依頼してください。

① 建築物解体の際に残された廃家電は「残置物」です。



- 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（解体物）とは異なり、その処理責任は所有者にあります。
- 建築物解体の際に残置された廃家電も、「残置物」に該当します。

② 残置物である廃家電は、家電リサイクル法等に則した扱いをお願いします。

残置物は、元の所有者があらかじめ撤去するのが本来のルールであることを解体工事発注者に説明の上、**廃家電については家電リサイクル法等に則した適正な処理（廃棄）を解体工事発注者に依頼してください。（解体工事発注者向け資料をご活用ください。）**

③ 解体工事発注者等から廃家電の収集運搬を依頼された場合、以下の点に注意してください。

- 建築物解体の際に残された廃家電が一般廃棄物にあたる場合（一般家庭で使われていた家電4品目である場合）、その収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可ではなく、一般廃棄物収集運搬業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託が必要です。
※解体工事業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当する場合（家電4品目の小売販売を兼業している場合）は、この限りではありません。詳細については、経済産業省のホームページなどに掲載されている小売業者向け家電リサイクル法に関する資料を御覧ください。
- 建築物解体の際に残置された廃家電が産業廃棄物にあたる場合（事業所で使われていた家電4品目である場合）、その収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。
- 廃家電は、指定引取場所に持込みリサイクルするか、適正処理を行う廃棄物処分許可業者に処分を依頼してください。

リーフレット表面

④ 法律違反に注意してください。

- 一般廃棄物にあたる廃家電について一般廃棄物収集運搬業許可（又は市町村からの委託）を有さない解体工事業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。産業廃棄物にあたる廃家電について産業廃棄物収集運搬業許可を有さない解体工事業者が収集運搬を行った場合についても、同様に廃棄物処理法に違反します。
- また、廃家電の収集運搬を行うことができる解体工事業者が、引き取った廃家電を製造業者等に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。




建築物の解体時における残置物の取扱いについて（環境省通知）
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k045.pdf>

経済産業省の家電リサイクル法特設サイト（消費者向けサイト）
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html




リーフレット裏面